

第 43 回奈良県メディカルコントロール協議会 結果概要

日時：令和 7 年 3 月 5 日（水）14 時 00 分～

開催方法：WEB 開催

○議 題

（１）救急救命士の認定について（事務局）

【概要】

- ・事務局より資料に沿って説明
- ・主な内容は以下のとおり
 - 気管挿管ができる救急救命士 7 名を前回協議会以降、新たに認定
 - ビデオ硬性挿管用喉頭鏡を使用した気管挿管ができる救急救命士 2 名を前回協議会以降、新たに認定
 - 指導救命士 1 名を前回協議会以降、新たに認定

【質疑等】

なし

【結果】

原案どおり事後承認

（２）救急救命士就業前研修実施要領の改正（案）について（教育研修委員会）

【概要】

- ・教育研修委員会より資料に沿って説明
- ・主な内容は以下のとおり
 - 他の都道府県における各メディカルコントロール協議会で救急救命士として救急業務に従事していた消防職員が県内消防（局）本部へ転職してきた場合において、当協議会のもと救急救命士としての救急業務が円滑に実施できるよう当該実施要領を改定する。
 - 改正内容については、各消防（局）本部における教育訓練は必要とし、転職前に所属していたメディカルコントロール協議会において、救急救命士として活動するにあたり発行された認定証など、当協議会が求める資料を提出してもらうことで奈良県における就業前研修を省略することを可能とする。
 - その他の改正内容については、軽微な文言の修正などである。

【質疑等】

○病院救命士においても今後同様の事例が生じる可能性があるため、生じた場合には、対応をお願いしたい。

⇒ 現状、そういった依頼はないが、今後発生した場合には、適切に対応する。

【結果】

原案どおり承認

(3) 他地域で認定を受けていた資格に取り扱いについて（教育研修委員会）

【概要】

- ・教育研修委員会より口頭により説明
- ・主な内容は以下のとおり
 - 気管挿管やビデオ硬性喉頭鏡を用いた気管挿管、指導救命士といった認定を他の都道府県における各メディカルコントロール協議会で受けていた救急救命士が県内消防（局）本部へ転職してきた場合、転職前に所属していたメディカルコントロール協議会において、発行された認定証など、当協議会が求める資料を提出してもらうことで当協議会として認定することの是非について協議必要。
 - 気管挿管認定に係る実習については、全国的に30症例が必要となっており、当協議会が必要とする条件と差はない。ただし、ビデオ硬性喉頭鏡を用いた気管挿管認定に係る実習については、2～5症例と差がある状況。

【意見】

- ビデオ硬性喉頭鏡を用いた気管挿管認定については、当協議会が必要とする5症例と同じ条件であれば、必要書類の提出により実習を省略し、認定とすることに異議はない。但し、4症例以下の実習により認定を受けていた救急救命士については、当協議会が認定した救急救命士と条件が異なることから、当協議会が必要とする5症例を満たす実習を行う必要がある。また、県内消防（局）本部において、運用に伴う関係プロトコールに関する研修を行う必要もある。

【結果】

ビデオ硬性喉頭鏡を用いた気管挿管認定については、当協議会が必要とする5症例を実施し、認定を受けている場合には、当協議会が求める必要書類の提出により認定することとする。また、4症例以下の実習による認定の場合には、当協議会が必要とする5症例を満たすよう実習を受けたのち、認定することとする。なお、県内消防（局）本部において、運用に伴う関係プロトコールに関する研修を行うこととする。

(4) 奈良県DNARプロトコール（案）の策定について（指示体制委員会）

【概要】

- ・指示体制委員会より資料に沿って説明
- ・主な内容は以下のとおり
 - 基本的なフローチャートは、前回提示内容と変更なし。
 - 「備考」において、奈良県医師会よりいただいた意見をもとに、指示医師からの助言を受けることについて追記した。
 - 不搬送時における対応として、現場へ臨場していただいた医師に対する引継書を策定したが、各消防（局）本部において不搬送同意書などすでに策定されている書面等がある場合には、それを活用いただくことを許容するものである。
 - プロトコール運用開始後の検証体制については、検証委員会とも協議し、指示体制委員会が担うこととした。

- 本プロトコルを運用するにあたり、関係機関や県民全体の理解が深まる必要があると考えることから、今後の方向性を含み報告書を作成し、提出する。

【質疑等】

なし

【結果】

原案どおり承認

○報告事項

(1) 事務局からの報告事項

各委員会等活動状況について

【概要】

- ・事務局より令和6年度下半期の専門委員会等活動状況について報告

「奈良県におけるメディカルコントロール体制のすがた」について

【概要】

- ・令和4年度版及び令和5年度版の発行について報告

令和6年度第2回全国メディカルコントロール協議会連絡会での発表演題について

【概要】

- ・秋田市で開催された同連絡会において、当協議会事務局としての発表内容について報告

(2) 指示体制委員会からの報告事項

令和6年度における活動状況について

【概要】

- ・救急隊員が行う心肺蘇生法プロトコルについて、国からの通知や特別検証会議結果などに基づき内容修正を実施中である旨の報告
- ・DNRプロトコルの作成及び気管挿管業務プロトコルの改正について報告
- ・12誘導心電図測定プロトコルの策定に関する国からの通知に基づき、当該プロトコル作成中である旨の報告
- ・指示医師講習会の実施について報告

(3) 検証委員会からの報告事項

デジタル検証年報の完成について

【概要】

- ・令和5年版デジタル検証年報の作成及び完成について報告

(4) 通信指令委員会からの報告事項

119番通報受報時における通信指令員が行う緊急度判定プロトコルの作成について

【概要】

- ・ 前回報告以降、緊急性が高くない症候についても追記し、今後、緊急性の高い症候として、痙攣に関しても追記予定である旨の報告
- ・ 追記作業を含め、令和7年度の完成を目指す予定であることを報告

口頭指導データ検証票のデータに基づくC P A認知困難事案に対する口頭指導検証について

【概要】

- ・ 認知困難となった原因の多くが呼吸の確認が不十分であることが判明し、口頭指導プロトコルに基づき、呼吸の確認を確実にを行い、C P Aが疑わしい場合には口頭指導を行うことを徹底するよう各通信指令委員が中心となって教育していることについて報告

(5) 調整委員会からの報告事項

特別検証会議結果について

【概要】

- ・ V Fを見逃し、電気ショックが遅れた症例に関して検証を実施したことについて報告
- ・ 原因の背景として、処置の多様化や早期搬送への強い意識などマルチタスクの実施により判断が曖昧となっていることが懸念され、活動における判断を救急救命士個人に委ねることなく、救急小隊としてチームで確認し合い判断することの必要性について各消防（局）本部へ通知したことについて報告

○その他

- ・ 川口委員の指示体制委員会委員長及び委員の離任について
- ・ 救急業務のあり方検討会資料への奈良県の取り組みに関する掲載について

以上